

令和4（2022）年度
定期総会議案書

令和4（2022）年6月12日（日）

特定非営利活動法人
埼玉県相談支援専門員協会

特定非営利活動法人埼玉県相談支援専門員協会
令和４年度定期総会次第

日 時 令和４（２０２２）年６月１２日 １３時３０分～
場 所 地域共生プラザいんくる堂
オンラインツール Zoom

１．開会

２．代表挨拶

３．議長選出

議事録署名人の選出

４．議事

（１）第一号議案 令和３年度 事業報告について

（２）第二号議案 令和３年度 収支決算報告について

（３）監査報告

（４）第三号議案 令和４年度 事業計画（案）について

（５）第四号議案 令和４年度 収支予算（案）について

（６）第五号議案 定款の変更について

（７）その他

５．議長解任及び閉会

令和3年度 埼玉県相談支援専門員協会事業報告（案）

特定非営利活動法人埼玉県相談支援専門員協会

代表理事 梅田 耕

電話番号 0493-34-3899

当協会は、平成19年の設立当初より、相談支援専門員の自己研鑽によるスキルアップ、そして官民協働による相談支援専門員をはじめ様々な人や機関とのネットワーク構築と連携強化を目的として活動している。

今年度も新型コロナウイルス感染拡大の影響は大きく、年度当初の計画通りにはいかなかったものもあったが、オンラインを活用したうち合わせ等を例年以上に実施し準備を進めることで、各事業の実施につなげることが出来た。

また、役員の改選があり、組織としての転換期、新たな体制でのスタートとなった。この間、国では相談支援専門員の法定研修カリキュラム改定など、人材育成やその体制づくりの仕組化が進められている。当協会でも地域展開の流れを進めながら、埼玉県における相談支援従事者の育成体制の見直しの検討を始めた。具体的には、改めて現在の人材育成ビジョンが作成された経緯や背景から『埼玉県相談支援従事者人材育成ビジョン』の再確認と県内状況から必要とみられることの意見交換などである。まだ議論の段階で、大枠のイメージが見えてきたところではある。協会としてのビジョンをまとめ、県の方向性を確認し形にしていく予定である。

○障害者の相談支援に携わるものに対し必要な知識の習得や専門性向上のための研修事業

6月の定期総会では、令和3年度は障害福祉サービス等の報酬改定が行われ、相談支援の報酬算定方法も大幅に変更となったことから、オンライン研修会（事前収録動画の配信）を実施した。

相談支援基礎研修については、相談支援の基礎を身につけるための研修と位置づけて例年行ってきたが、今年度は新型コロナウイルス感染拡大の影響で開催できなかった。しかし、協会の若手メンバーが中心となり一年間かけて研修プログラムのブラッシュアップを図っており、来年度はその成果をもとに実施していく。

相談支援スキルアップ研修については、会員個々のスキルアップを目指すためと位置づけ、今年度は初任者研修の新カリキュラムの変更内容に合わせて、アセスメントの視点として生物-心理-社会モデルの考え方を、立正大学・近藤先生にご協力頂き研修会を開催した。完全オンラインでの実施としたが、5分レポートなど内容は対面で行う場合とほぼ同じで、アセスメント技術を高める、ケース検討会議を効果的に進めるという目的に向けて進めることができた。

○相談支援事業者や行政に対して活動支援や助言を行う事業

令和3年度においても、埼玉県より障害者相談支援従事者専門研修（専門コース別研修）ならびに障害者地域支援体制整備事業を受託し事業を実施した。

専門コース別研修については、昨年度と同様、障害児・スーパーバイザー養成・地域移行の3研修に加えて、ピアサポート研修をパイロット的に実施した。コロナ禍が続くが、開催時期や開催方法の工夫によって当初の予定通り実施することができた。また講義と演習を組み合わせたプログラムを検討し実務につなげる研修構成を取ることが出来た。ピアサポート研修は、「地域共生社会」の実

現に向けて取り組む中で、ピアサポーターの力を生かした体制づくりは相談支援の質を高めるだけでなく当事者の回復を支援する視点でも大切な要素の一つとなっている。次年度以降も実施の必要性は高いが、研修の位置づけ含め検討していく必要がある。また現在実施している研修以外にも相談支援専門員が学びを深める必要があるプログラムが示されているため、サービス管理責任者との共通コースの扱いを含め、今後検討していく必要がある。

障害者地域支援体制整備事業については、今年度も県内を4ブロックに分け、アドバイザーを配置し、市町村からの依頼を受け相談支援体制の構築に向けた助言やサポートを行った。

配置型アドバイザーでは、地域によっては基幹相談支援センター連絡会等を開催し、地域アセスメントや人材育成に向けた取り組みを行った。相談支援体制整備に向けた検討を実施しているところもあり、それぞれの地域の実情に応じた内容で活動を行うことが出来た。

派遣型アドバイザーでは、地域生活支援拠点等の整備に向けた依頼や、地域や圏域での相談体制の整備に向けた助言を求める声も多かった。今年度から新たにメニューに加わった医療的ケア児と児童発達支援センターについては、まずはブロックの中で、地域の実態の把握に努めることとし、ブロック会議のテーマに上げることで、現状と目指すべき方向性について共有した。アドバイザー間での意見交換も行っており、今後は全県あげての取り組みを検討していきたい。

埼玉県自立支援協議会の地域体制整備部会で協議している「精神障害に対応した包括ケアシステム構築推進研修」については、今年度も5月に行われた関係者連絡会で県内13保健所に事業の周知とアドバイザーとの顔合わせを行う機会を持ち、その後5保健所の研修に各ブロックのアドバイザーが協力している。地域の実情を知るアドバイザーが医療、保健、福祉の連携の一翼を担うことができた。

相談支援従事者等連絡会議（基幹相談支援センター・協議会担当職員研修）を11月に実施した。これまでの体制の充実・強化に向けた取り組みについて、行政・民間でどのように協議し実践してきたかについて振り返ることをテーマに、県の現状と課題、国の動向を学ぶ講義、そして実践報告と小グループに分かれた情報交換を行った。改めて自分たちの地域を振り返ることで見出した地域のストレングスを持ち帰り、これからの地域の体制の充実・強化につなげていく機会となった。

医療的ケア児等コーディネーター養成研修については、主催の埼玉県、社会福祉法人埼玉医療福祉会光の家療育センターと連携して実施し、医療的ケア児等コーディネーターの養成に協力した。

○その他、障害者の地域生活の向上に関わる事業

埼玉県の各種審議会・委員会（埼玉県社会福祉審議会、埼玉県自立支援協議会や埼玉県発達障害者支援地域協議会、地域リハビリテーション体制検討委員会、県社会福祉協議会福祉研修委員会など）に委員として参画した。また埼玉県が力を入れているケアラー支援の取り組みについても、相談支援専門員は障害のある方へ関わる際にその家族介護者との接点も多くあることから、その主旨に賛同し、協会としてケアラー支援宣言、ケアラー支援シンポジウムに協力した。

日本相談支援専門員協会には、総会や都道府県代表者会議などその活動に参画をし、理事・政策委員を派遣した。また、日本相談支援専門員協会を介して厚生労働省等から発出される最新情報等についての情報提供を受け、その情報は協会のメーリングを活用し会員に向けて発信した。12月にオンデマンド方式で開催された「令和3年度全国相談支援ネットワーク研修」には、会員に向けて研修参加の機会として、協会が参加申込をして提供した。

2 事業の実施に関する事項（令和3年4月1日～令和4年3月31日）

（1）特定営利活動に関する事業

定款 の 事業名	事業内容	実施 時期	実施場所	従事人数	受益対象者の範囲 及び 人数	決算額 (千円)
障害者の相談支援に携わるものに対し、必要な知識の習得や専門性向上のための研修事業	障害者の地域生活に関する研修	6月	総会・研修会 事務所及びZoom	3人	会員及び埼玉県の 障害相談支援事業 者他	135人 20
		未開催	相談支援基礎研修 川越市内及びZoom	8人	会員及び埼玉県の 障害相談支援事業 者他	— 50
		未開催	相談支援フォロー アップ研修	—	会員及び埼玉県の 障害相談支援事業 者他	—
		1月	相談支援スキルアップ研修 Zoom	4人	会員	15人 50
		未開催	企画会議ミニ学習会	—	会員及び埼玉県の 障害相談支援事業 者他	—
相談支援事業者や行政に対して活動支援や助言を行う事業	障害者地域支援体制整備事業	5月 ～ 3月	全県	18人	埼玉県の障害者相談支援事業者及び市町村行政他	— 2,542
	専門コース別研修（SV養成、障害児相談、地域相談支援、ピアサポーター養成）	5月 ～ 3月	さいたま市内 川越市内 Zoom	24人	埼玉県の障害者相談支援事業者及び市町村行政他	120人 108人 37人 214人 1,382
	ミラクルQ普及促進	通年	事務所等	2人	県内外の相談支援事業者	—
その他、障害者の地域生活の向上に関する事業	会報の発行	年1回	事務所等	4人	会員及び埼玉県の 障害相談支援事業 者及び行政等	140人 500事業所 63市町村 140
	Facebookの更新	通年	事務所等	2人	会員及び埼玉県の 障害相談支援事業 者及び行政等	—
	会員向けメーリング	通年	事務所等	1人	会員	140人
	会員交流会	未開催		—	会員及び埼玉県の 障害相談支援事業 者他	—
	日本相談支援専門員協会・全国相談支援ネットワーク等	WEB	東京都等	3人	会員	80人 504
	権利擁護・意思決定支援に関する全国ネットワークへの派遣	未開催		1人	会員	— 56
	その他各県相談支援専門員協会への派遣	未開催		2人	会員	—

令和3年度特定非営利活動に係る事業 会計財産目録

令和4年3月31日

特定非営利活動法人埼玉県相談支援専門員協会

単位：円

科 目	数 量	金 額		
I 資産の部				
1 流動資産				
預金手元預かり高		68,054		
普通預金 埼玉りそな銀行鶴ヶ島支店		7,220,389		
普通預金 埼玉りそな銀行鶴ヶ島支店		30,000		
普通預金 郵便局（会費入金用口座）		442,758		
未収金		297,559		
流動資産合計			8,058,760	
2 固定資産		0		
固定資産合計			0	
資産合計（A）				8,058,760
II 負債の部				
1 流動負債				
短期借入金		0		
未払金		3,590,720		
預り金 職員等に対する源泉税		0		
流動負債合計			3,590,720	
2 固定負債				
長期借入金		0		
固定負債合計			0	
負債合計（B）				3,590,720
正味財産（C）				4,468,040

特定非営利活動に係る事業 会計貸借対照表

令和4年3月31日

特定非営利活動法人埼玉県相談支援専門員協会

単位：円

科 目	金 額		
I 資産の部			
1 流動資産			
現金及び預金	7,761,201		
仮払い	0		
未収事業収入他	297,559		
流動資産合計		8,058,760	
2 固定資産	0		
固定資産合計		0	
資産合計			8,058,760
II 負債の部			
1 流動負債			
短期借入金	0		
未払金	3,590,720		
預り金 職員等に対する源泉税	0		
流動負債合計		3,590,720	
2 固定負債			
長期借入金	0		
固定負債合計		0	
負債合計			3,590,720
III 正味財産の部			
前期繰越正味財産額		4,730,091	
当期正味財産増加額（減少額）		▲ 262,051	
正味財産合計			4,468,040

令和3年度特定非営利活動に係る活動計算書

令和3年4月1日 から 令和4年3月31日 まで

特定非営利活動法人埼玉県相談支援専門員協会

単位：円

科 目		金 額	
I 経常収益			
1 受取会費			
正会員 会費・入会金収入 会員140名（内新規8名）	513,000		
賛助会員 会費・入会金収入	0	513,000	
2 事業収益			
障害者の相談支援に携わる者に対しての専門研修事業収益	30,000		
相談支援事業者や行政に対して活動支援や助言を行う事業収益	0		
その他、障害者の地域生活の向上に関わる事業収益	596,996	626,996	
3 受取助成金等			
地域支援体制整備事業	2,541,000		
専門コース別研修	1,329,000	3,870,000	
4 受取寄付金			
受取寄付金	0	0	
5 その他収益			
雑収益			
受取利息	53	53	
経常収益計（A）			5,010,049
II 経常費用			
1 事業費			
(1) 人件費			
給料	3,237,500		
講師料	569,000		
(2) その他の経費			
旅費交通費	158,616		
消耗品費	32,920		
食料費	108		
使用料	0		
通信運搬費	12,046		
役務費	38,445		
印刷製本費	99,400		
諸会費	360,000		
研修参加費	200,220		

科 目		金 額	
会場費	0		
賃借料	27,500		
手数料	14,690		
雑費	0		
事業費計		4,750,445	
2 管理費			
(1) 人件費			
給料	190,000		
(2) その他の経費			
旅費交通費	14,960		
消耗品費	17,342		
会議費	0		
使用料	0		
通信運搬費	243,393		
役務費	0		
印刷製本費	47,190		
事務物品購入費	0		
租税公課	2,450		
手数料	6,320		
雑費	0		
3 その他の支出	0	0	
4 予備費	0	0	
管理費計		521,655	
経常費用計 (B)			5,272,100
当期経常増減額 (A-B)			▲ 262,051
III 経常外収益	0		
経常外収益計 (C)		0	
IV 経常外費用	0		
経常外費用計 (D)		0	
経理区分振替額 (E)			0
当期正味財産増減額 (A-B+C-D+E)			▲ 262,051
前期繰越正味財産額			4,730,091
次期繰越正味財産額			4,468,040

監 査 報 告 書

令和 4 年 5 月 9 日

特定非営利活動法人埼玉県相談支援専門員協会
代 表 理 事 梅 田 耕 殿

監 事 相馬 大祐 

監 事 内海 裕行 

1. 監査の実施

私たちは、特定非営利活動促進法第18条の規定に基づき、特定非営利活動法人埼玉県相談支援専門員協会の2021年度（2021年4月1日から2022年3月31日まで）の事業報告書及び計算書類（財産目録、貸借対照表及び収支計算書）について監査を行った。

私たちは、理事の業務執行の状況に関する監査に当たっては、理事会に出席し必要と認める場合には質問や監査意見を行った。また、経営の状況及び財産の状況に関する監査に当たっては、2022年5月9日、証拠書類の閲覧、照合、質問等の合理的な保証を得るための手続きを行った。

2. 監査の結果

監査の結果、法人の業務は法令、定款及び2021年度の活動方針、事業計画に基づき適正に執行され、会計処理は一般に公正妥当と認められる会計原則に則って適正に処理されているものと認められた。

よって、私たちは、上記の事業報告書及び計算書類が、特定非営利活動法人埼玉県相談支援専門員協会の2022年3月31日をもって終了する事業年度の業務執行の状況、経営の状況及び同日現在の財政状態を適正に表示しているものと認める。

令和4年度 事業方針（案）

○ 事業実施の視点

当協会の運営にあたっては、以下の視点で活動を行ってゆくことが、理事会や企画会議で確認されています。

昨年度、役員の改選、組織としての転換期を迎え、令和4年度は2年目となります。引き続き協会としては、各事業を進めていきながら、主体性をもって取り組んでいく担い手をどう増やしていくかという課題に取り組んでいきたいと思えます。これまで中心を担ってきているコアメンバーに加えて、新しい協力者にも、自分自身の研鑽のため、ネットワークを広げるため、関わりやすいような仕組みを考えていきます。

一方で、新型コロナウイルス感染はまだ収束の見通しが立たず、対策を継続していくことが必要となります。予定されている事業の実施時期や形態に工夫を要することが推測されます。人と人との関わりが業務の根幹であることから対面での活動を大事としながらも、オンラインの活用を進めていき、みなさまと共に、この局面に共に対応し、今必要とされる相談支援の展開に取り組んでいきます。事前に想定をし、その時の状況を鑑みて、各事業を止めずに進めていきます。

① コアメンバーによるスキルアップや交流等（法人設立当初から不変）

「やりたい！」と手を挙げたメンバーやそれに共感賛同したメンバーが、ともに研修・学習会や研究事業などの事業を企画・運営していき、その中でスキルアップと交流を深めます。これまで行われてきた中核的活動であり、変わらず継続していきます。企画会議の開催方法については他の会議とも合わせて検討し、より気兼ねなく会員であれば誰でも参加できる場にしていきたいと思えます。

② 新たな会員も含めた新たな展開

発足から10年以上経つ中で、会員が増えてきました。サービス等利用計画の対象者拡大などに伴い、相談支援専門員が増加した中で、職能団体として組織化を図り、新たな仲間とつながることも重要です。そのためには、より多くの会員に「入会してよかった」と思ってもらえる活動へのニーズも高まると考えられます。

具体的には、基礎研修やスキルアップ研修などそれぞれの経験値に合わせた研修の機会を提供していくこと、メーリングを活用した情報提供などを行っていききたいと考えています。

また、より自分の活動する地域に近いところでの小規模活動（近くて気軽に参加できる活動）、経験や年齢などが似ている世代での活動（心理的に気軽に参加できる活動）の2点を交流の機会や学習の場として検討してゆきます。

○ 今年度の重点的な取り組み

① 地域展開のさらなる深化（地域で合議できる仕組みを定着させるために）

これまでも協会では、地域展開（県全体での取り組みのみならず、各地域での活動を活性化してゆくこと）をすすめてきましたが、この流れをさらにさらにすすめます。

相談支援や（自立支援）協議会の展開に凸凹がある県内各地の状況を可視化し、ボトムアップする手立てと見通しを県行政と協働して作ります（アドバイザー会議や県自立支援協議会人材育成部会・地域支援体制部会等の活用）。またストレングスモデルと合議の場についても、その取り組みと連動させ、専門コース別研修（スーパーバイザー養成）、地域体制整備事業（相談支援スキルアップ事業）やアドバイザー会議のブラッシュアップを図ります。

② 埼玉県における相談支援従事者の育成体制（『埼玉県相談支援従事者人材育成ビジョン』の内容）の見直し

昨年度に引き続き、基幹相談支援センター、主任相談支援専門員、法定研修の新カリキュラムなど制度や情勢の変化に合わせて、見直しを行っていきます。

協会が受託・企画する研修や法定研修の講師、県のアドバイザー事業などの役割を、地域の基幹相談支援センターの役割とも合わせながら、ブロックごと地域ごと、計画的に協力し合えるような仕組みを検討していきます。

検討したものについては、県自立支援協議会人材育成部会において、サービス管理責任者等ともすり合わせを行いながら県全体のものにしていきます。

③ 協会としての個々のスキルアップを図る役割やその機会についての整理、再検討（『埼玉県人材育成ビジョン』の整理、再検討を含む）

①の地域における相談支援体制づくりに力を入れて進めてきた中で、各地域の相談支援体制づくりのサポートと個々の相談支援専門員のスキルアップにおいて、協会としての役割や働きかけについて改めて整理をすることが必要になってきていると考えます。個々の相談支援専門員のスキルアップにおいては、これまで協会で行ってきた研修等を改めて整理します。フォローアップ研修やスキルアップ研修などの内容や①で進めてきたブロックごとでの実施などその方法について検討します。協会の会員となり、活動に参加することで（自身の）スキルアップが図れると感じてもらえる機会を提案できるようにしていきたいと思えます。

④ 全国の組織との連携

全国的にみた相談支援専門員の組織化の取り組みに協力していきます。日本相談支援専門員協会や全国相談支援ネットワーク等との連携を図ることにより、全国組織だからこそできる研修への参加や各種委員会等からの最新情報の収集、必要に応じ政策提言等に向けた動きなどをおこなっていきます。

注）企画会議：隔月開催されているSSAの運営会議。コロナ禍以前は法人事務所もしくはさいたま市周辺等で行われていましたが、現在はオンラインで開催しています。多くのことがこの会議で正式に決まります。

令和4年度 事業計画書（案）

特定非営利活動法人埼玉県相談支援専門員協会

1 事業実施の方針

主に埼玉県において、相談支援に携わるものに対し、必要な知識の習得や専門性向上のための研修事業を行う。また、その活動を支援・助言する事業を行うことで、障害者の地域生活の向上に寄与する相談支援体制構築のため、実態把握や各地域の自治体・相談支援事業所等との協働・助言等を行うこととする。

2 事業の実施に関する事項（令和4年4月1日～令和5年3月31日）

（1）特定営利活動に関する事業

定款 の 事業名	事業内容	実施 予定 時期	実施予定場所	従事 予定 人数	受益対象者の範囲 及び 予定人数（述べ）	支出 予定額 （千円）
障害者の 相談支援 に携わる ものに対 し、必要 な知識の 習得や専 門性向上 のための 研修事業	障害者の地域生活 に関する研修	6月	総会・基調講演 事務所及びオン ライン	10人	会員及び埼玉 県の障害相談 支援事業者他	130人 50
		8月 ～ 11月	相談支援基礎研 修 さいたま市内	40人	会員及び埼玉 県の障害相談 支援事業者他	120人 600
		未定	相談支援スキル アップ研修（ア セスメント編） さいたま市内	20人	会員及び埼玉 県の障害相談 支援事業者他	40人 150
			介護支援専門員 協会連携研修	10人	会員及び埼玉 県の障害相談 支援事業者・ 介護保険事業 者他	80人 50
		随時	企画会議ミニ学 習会 事務所近郊他	各回5名	会員及び埼玉 県の障害相談 支援事業者他	各回20名 40

相談支援事業者や行政に対して活動支援や助言を行う事業	障害者地域支援体制整備事業	5月～3月	全県	400人	埼玉県の障害者相談支援事業者及び市町村行政他	—	2,541
	専門コース別研修（SV養成、障害児相談、地域相談支援、意思決定支援、ピアサポーター養成）	通年	さいたま市内 川越市内	20人 15人 30人 10人 20人	埼玉県の障害者相談支援事業者及び市町村行政他	120人 60人 60人 40人 40人	1,329
	ミラクルQ普及促進	通年	事務所等	4人	県内外の相談支援事業者他	30人	
	会報の発行	年1回	事務所等	10人	会員及び埼玉県の障害相談支援事業者及び行政他	130人	200
その他、障害者の地域生活の向上に関する事業	メーリングによる情報発信 Facebookの更新	通年	事務所等	5人	会員及び県内外の相談支援事業者他		
	会員交流会		埼玉県内	10人	会員	—	30
	日本相談支援専門員協会・全国相談支援ネットワーク等への派遣		東京都等	10人	会員		400
	権利擁護・意思決定支援に関する全国ネットワークへの派遣		東京都等	10人	会員	—	50

令和4年度特定非営利活動に係る活動予算書

令和4年4月1日 から 令和5年3月31日 まで

特定非営利活動法人埼玉県相談支援専門員協会

単位：円

科 目		金 額		
I 経常収益				
1 受取会費				
正会員 会費・入会金収入 会員130名（内新規10名）		660,000		
賛助会員 会費・入会金収入		1,000	661,000	
2 事業収益				
障害者の相談支援に携わる者に対しての専門研修事業収益		100,000		
相談支援事業者や行政に対して活動支援や助言を行う事業収益		0		
その他、障害者の地域生活の向上に関わる事業収益		1,500,000	1,600,000	
3 受取助成金等				
地域支援体制整備事業		2,541,000		
専門コース別研修事業		1,329,000	3,870,000	
4 受取寄付金				
受取寄付金		100,000	100,000	
5 その他収益				
雑収益		1,000		
受取利息		1,000	2,000	
経常収益計（A）				6,233,000
II 経常費用				
1 事業費				
(1) 人件費				
給料		3,120,000		
講師料		740,000		
(2) その他経費				
旅費交通費		600,000		
消耗品費		100,000		
食料費		10,000		
会議費		10,000		
通信運搬費		50,000		
役務費		80,000		
印刷製本費		240,000		
諸会費		300,000		
研修参加費		50,000		

科 目		金 額		
	会場費	100,000		
	賃借料	30,000		
	手数料	10,000		
	雑費	0		
	事業費計		5,440,000	
2	管理費			
	(1) 人件費			
	給料	700,000		
	(2) その他経費			
	旅費交通費	100,000		
	消耗品費	50,000		
	会議費	10,000		
	使用料	50,000		
	通信運搬費	150,000		
	役務費	10,000		
	印刷製本費	50,000		
	租税公課	1,000		
	手数料	15,000		
	雑費	10,000		
3	その他の支出	0	0	
4	予備費	100,000	100,000	
	管理費計		1,246,000	
	経常費用計 (B)			6,686,000
	当期経常増減額 (A-B)			▲ 453,000
III	経常外収益	0		
	経常外収益計 (C)		0	
IV	経常外費用	0		
	経常外費用計 (D)		0	
	経理区分振替額 (E)			0
	①当期正味財産増減額 (A-B+C-D+E)			▲ 453,000
	②前期繰越正味財産額			4,468,040
	次期繰越正味財産額 (① + ②)			4,015,040

定款の変更について

1. 変更内容

当協会の定款のうち、以下の内容について新旧対照表のとおり変更することを提案します。

新	旧
第4章 総会 (総会の招集) 第24条3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面若しくは電磁的方法により、少なくとも5日前までに通知しなければならない。 (総会における書面表決等) 第28条 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前2条及び次条第1項第3号の規定の適用については、出席したものとみなす。	第4章 総会 (総会の招集) 第24条3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面により、少なくとも5日前までに通知しなければならない。 (総会における書面表決等) 第28条 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前2条及び次条第1項第3号の規定の適用については、出席したものとみなす。
第5章 理事会 (理事会の招集) 第33条3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面若しくは電磁的方法により、少なくとも3日前までに通知しなければならない。 (理事会における書面表決) 第37条 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決することができる。この場合	第5章 理事会 (理事会の招集) 第33条3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面により、少なくとも3日前までに通知しなければならない。 (理事会における書面表決) 第37条 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。この場合において前2条及び

において前2条及び次条第1項第3号の規定の適用については、出席したものとみなす。	次条第1項第3号の規定の適用については、出席したものとみなす。
--	---------------------------------

2. 変更理由

インターネット等の普及も進み、当協会も会員の皆様とのやりとりもメール等を用いた方法が中心となってきております。また新型コロナウイルス感染症拡大により、ここ数年オンラインでの総会開催やメール等を用いた会員連絡を行うことが多くなっております。

これまでは定期総会並びに理事会の開催については書面での案内等を行ってきましたが、メール等の手段を活用することで円滑な通知を行えるようになるため、総会並びに理事会の招集及び書面表決の方法について変更することを提案致します。